

平成25年

第1回市議会定例会 議案第30号

函館市の休日を守る条例および職員の休日および休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
函館市の休日を守る条例および職員の休日および休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月28日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市の休日を守る条例および職員の休日および休暇に関する条例の一部を改正する条例
次に掲げる条例の規定中「12月31日から翌年の1月5日まで」を「12月29日から翌年の1月3日まで」に改める。

(1) 函館市の休日を守る条例（平成3年函館市条例第2号）第1条第1項第3号

(2) 職員の休日および休暇に関する条例（平成3年函館市条例第4号）第2条第1項第2号

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（函館市財産条例の一部改正）

2 函館市財産条例（昭和39年函館市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第2項中「12月31日から翌年の1月5日まで」を「12月29日から翌年の1月3日まで」に改める。

（函館市介護保険条例の一部改正）

3 函館市介護保険条例（平成12年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「12月16日から同月30日まで」を「12月16

日から同月 28 日まで」に改める。

(提案理由)

市および職員の休日を改めることとするため